

行政視察等報告書

焼津市議会議長 様

議員氏名： 杉崎辰行、青島悦世、太田浩三郎

令和 元年 07 月 22 日から令和 元 年 07 月 24 日まで下記のことについて、調査を行ったので、概要について報告いたします。

市民派議員団（杉崎辰行、青島悦世、太田浩三郎）

視察先 視察の目的	7/22 日	株式会社 タダフサ 新潟県三条市東本成寺 27-16
	7/23 日	「観光資源の活用との取り組み」について 新潟県佐渡市河原田本町 394 番地
	7/24 日	「新潟県主要農作物種子条例について」 新潟県新潟市中央区新光町 4 - 1

視察の目的・調査事項

7/22 株式会社 タダフサ 新潟県三条市東本成寺 27-16

外国人の雇用、外国人を雇用したことの成果と、苦勞したこと、海外への営業は、どのように、外国人の訪問について、どのような勧誘を行っているのか、海外取引の代金決済は、どの方法をとっているのか、高技術製品として、保証のようなものを付与しているのか、行政の関わりについて

7/23 「観光資源の活用との取り組み」について

新潟県佐渡市河原田本町 394 番地

観光資源、佐渡の資源などの発掘について、資源の活かし方について、豊富にある学術研究等の対象資源を活かした事業や研究について、今までに効果があった取組について、今後の課題やその他観光資源の展望について、

7/24 「新潟県主要農作物種子条例について」

新潟県新潟市中央区新光町 4 - 1

「新潟県主要農作物種子条例について」、条例の内容、特色について、条例に基づく取組について、条例制定後の効果及び反響について、新潟県農業総合研究所について、農業に関連するその他の法や法改正などへの対応について、今後の課題と対応について（将来的な予算措置も含め）

所 感&今後の参考となる事項

1. 株式会社 タダフサ

① 外国人雇用に関して

- ・外国人（オーストラリア）を雇用し、技術習得と外国人訪問客応対及び電話応対などを受け持っている。
- ・この雇用に関しては募集したものではなく、本人から就職希望があり、採用した。
- ・採用理由は、会社が海外取引をしていることと外国人訪問者が増えていることから、その対応にも効果があると判断した為。
- ・雇用効果は高いと評価している。社内のコミュニケーションは、まだ完全ではないが向上している。

② 海外取引への営業について

- ・会社として、直接的な営業活動は行っていない。
- ・ドイツフランクフルトへの展示会出品やヨーロッパでの消費財見本市などに出品などしている。
- ・それらは三条市の物作りとして、地域で参加する形となっている。
- ・現状の取引で手一杯の為、新規取引はしない。売上の30%が海外で現状維持としたい。
- ・技術の継続と伝統及び永年の信用構築によるブランドとなっている。

③ 外国人訪問について

- ・勧誘はしていない。ネットなどの多様な情報収集により訪問してくれる。
- ・地域として関連団体が海外に紹介し、伝統的技術とその高技術が評価されている。
- ・平均で週1組程度、欧米が多い。

④ 海外取引の決済方法について

- ・直接取引と代理店取引、代理店は国内の7～8社で、その海外の相手が30～40社。

⑤ 高技術製品としての保証について

- ・保証はつけていない。
- ・訪問による製品製造過程と完成品を確認いただいている。
- ・製造過程ごと、各経営者が分業していたものを同社が内製化したので、それも信用になっている。

⑥ 行政の関わりについて

- ・三条市は「製品作り・物作りのまち」として、重視政策を取っている。
- ・物作りを行政として理解しており、国内外へトップセールスを行っている。
- ・海外での見本市などに市長自らが出かけて行くが、その際地元企業に同行の声掛けをしている。
- ・市内企業を平等に扱うので、企業間の協力関係ができやすい。

2. 佐渡市：観光資源の活用と取り組みについて

① 観光資源の発掘について

・日本海誕生前からの痕跡を持つ佐渡の地質学から考古学、暖流寒流の接点である生物・植物の多様性

歴史・文化・伝統芸能など多種多様の観光資源を持ち、さらに未曾有の資源もありえると自負している。

・対象を明確にしたメニューを充実させる為の関連資源ごとの取り組みをしている。

② 資源の活かし方について

・地域DMO「(一社)佐渡観光交流機構」をH30.4月に設立し、それまでの各所での蓄積を集約した。

・データの収集、調査の多岐化専門化、対策提案など、資源活用の効果ある具体性が高くなった。

・これら全てが、DMOにより早くなった。(行政中心では、1年以上遅れる)

・着地型プログラムの海外向け発信(観光振興課とDMOの協力)

観光(含む通訳)ガイドの募集

・・・ガイド資格の佐渡特区外国人対応資格を採用している。

市内(島内)農家漁家民泊取組み・・・体験型宿泊

高グレード商品(一泊19万円ダイニングアウト・サドなど)の企画(即売切れ)

宿泊数カウント・・・量より質

集落住民による「集落ツーリズム」の実行、民泊方式で集落全体が迎え入れる(岩首集落)。

・海外観光客分析による、的を絞った国へのインバウンド勧誘(台湾・アメリカ・中国)現地に出向き、その国その地域ではどの宣伝方法が最も効果あるのか、検証し実行する。台湾では、旅行会社やメディアよりも、バスのラッピング塗装に効果ありと判断し実行、成功した。

・「朱鷺と暮らす郷」を基軸に、生きものを育む農法や自然環境維持に力を入れ、自然共生を売る。

・クルーズ船の誘致

誘致が決定しても来航するのは2年後、それに合わせた勧誘と宣伝を行う。

数追いは失敗する・中国船は不可・大型船不可で、優良な客層が乗る船を勧誘する。

・どのタイミングで、誰に勧誘をするかを見極める。

冬場の来客は10月頃からプロモーションの為、前年に予算化しておく。

テレビCM、ネットCM、バスラッピングなど、どこの誰を勧誘するのかで重点を変える。

・農業生産意識の向上

集落農業による共同作業で、農地(島内)景観と生産を継承する。

主要生産物の米、柿は、基本的に島内消費。自給率と安全性確保。

・大学のフィールドワーク、学術研究が盛ん。

地域振興課が補助し、住み込み型宿泊で行う。

- ・フェリー乗船割引など特典の付いた「さどまる倶楽部」会員拡大（現在10、000人超）

③ 総括（感想）

- ・説明を受けた総てに、具体性と取組みへの熱意を感じた。
- ・上記のこと総てを、当市に当てはめ考えたい。
- ・DMOに関して焼津市は、地域連携DMOとして5市2町に参加しているが、効果がないのが実感、このDMOは、公益財団法人するが企画観光局で静岡県中部の市町観光を主としているが、参加市町の温度差があることと、各自治体のテーマが甘い。佐渡のような地域DMOの取組みを、見習うべきである。
- ・何よりも、職員が熱いと感じた。DMOと行政の連帯感はとても強く、取組みには常に議論し決定している。
- ・直接、観光とは異なるが、議会運営においても議員の活発さ、事務局の関わりなど、学びたいものが多い。
- ・職員も含みこれらの活発さは、職員の中途採用が盛んな自治体に多く見られると感じている。

3. 新潟県主要農作物種子条例について

① 条例制定に取り組んだ経緯・背景

- ・国の種子法廃止（H31.4）の一年ほど前から、県内で話題となり、9月頃に独自の県条例が必要と判断。
- ・県内の市町村、JA、農業者の声も、県独自の対策を求めている。
- ・新潟米の維持の為、従来通りとしたいという決意があった。
- ・11月に、県主要農作物種子条例化を決定。
- ・平成31年の2月議会に上程、自民党・公明党議員も賛成し全会一致で可決した。

② 条例の内容、特色について

- ・国の「主要農作物種子法」にほぼ同じ内容。
- ・これに、「種子制度運用基本要綱」と「種子制度の運用について」の一部を加え、全13条とした。

③ 条例に基づく取組みについて

- ・変化は無い。
- ・民間育種の特許申請も無い。

④ 条例制定後の効果及び反響について

- ・従前の継承が担保されたと評価が高い。
- ・他県からの視察が増加した。
- ・新潟のものより進化した条例ができ始めている。

⑤ 新潟県農業総合研究所について

- ・原原種と原種の維持、新潟県種子協会を生産団体として原種提供と生産委託をしている。
- ・民間への開発種子やノウハウの提供について、完全排除は難しい。
- ・ほ場は、県が管理し民間委託している。

⑥ 農業関連法への対応について

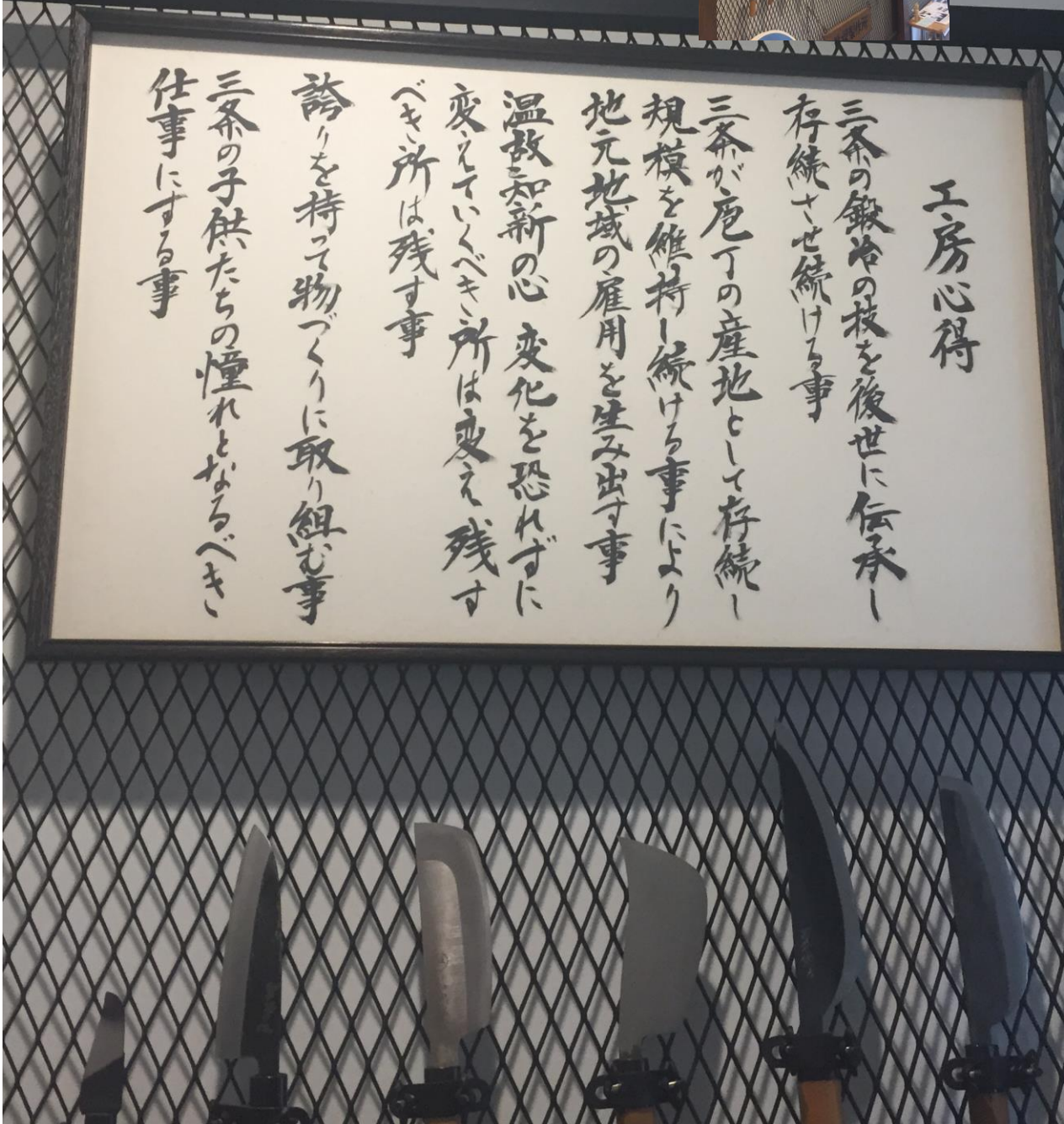
- ・現在は、対応していない。
- ・各法の適切運用に努めたいが、農業競争力強化法などその解釈が難しい。

⑦ 今後の課題と対応について

- ・国への特定財源とならないものを重視した予算要望を強化する。
- ・具多的には、高齢化、施設老朽化の改善などを県予算同額要望（折半要求）

⑧ 総括（感想）

- ・種子法廃止に対して、早期に検討し国の廃止と同時に、県条例を制定している事は、先見性が高い。
- ・種子法廃止前と同じ状況を維持すること、廃止による不都合を発生させないことだけ考え、新しいことをしたのではないということ、また米の生産県だから進めやすかったと言う謙虚さが、信頼性を増す。
- ・種子条例で他県などの視察が増え、それが新潟県の取り組みの参考になるとしていることも、その意欲が伺える。



◆「観光資源の活用との取り組み」について 【新潟県佐渡市河原田本町 394 番地】

自然と共に

まちづくり

朱鷺と
暮らす郷



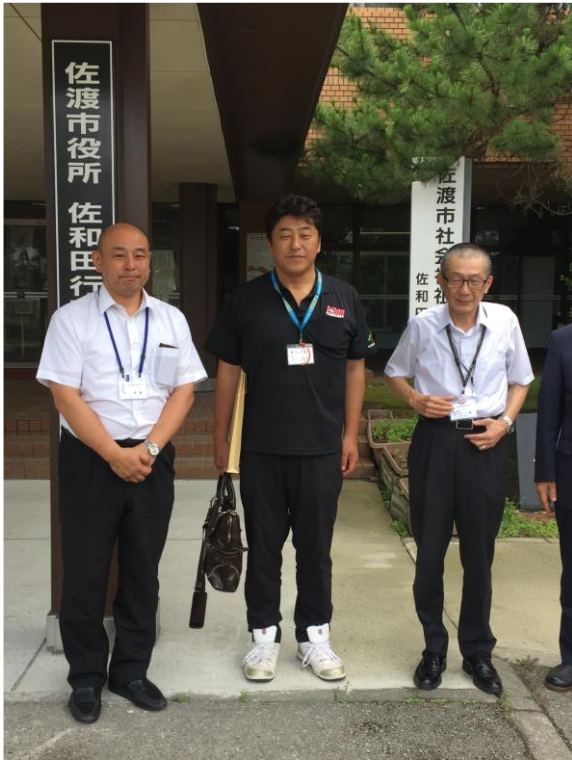
自然界に放された朱鷺の様子を観察できるかも・・・残念でした。そこで、

《トキの森公園》公園には「トキ資料展示館」と「トキふれあいプラザ」があります。

観察通路の窓に近づけば採餌するトキを目の前で見ることができました。

私たちが帰ろうとしたとき、採餌の時間でトキがすぐそこで観察できますからと声をかけてくれました。多少閉館時間過ぎてもとっていただき観察できました。

自然の中から安心食べ物を！それが草枯らしを使わない、使うと恥ずかしい地域になっていったことが理解できます。



左から、佐渡市議会事務局庶務係
 係長：池氏
 佐渡市産業観光部観光振興課
 課長：^{ほうり}祝氏
 佐渡市議会事務局
 局長：村川氏



◆「新潟県主要農作物種子条例について」【新潟県新潟市中央区新光町4-1】

新潟県主要農作物種子条例の制定について

令和元年7月
新潟県農林水産部



条例制定の経緯

- 米主産県である本県においては、県育成の独自品種も多くある中、優良種子の生産・供給は新潟米生産の根幹であり、今後も、県が主体となって種子の安定した生産・供給体制を維持する必要があると認識
- また、市町村や農業団体からも、優良種子の生産・供給に向けて、引き続き県としての役割を發揮して欲しい等の要望
- このため、県における計画的な種子の生産・供給を行うための手続きや、関係団体の役割など、県全体としての種子生産体制を明確にするとの考えから条例を制定

新潟県主要農作物種子条例の概要

主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴い、本県における稲などの主要農作物の種子の安定生産及び供給に必要な体制を整備するため、種子計画の策定及び種子生産団体の指定等の措置を行うもの <平成30年4月1日施行>

第1条 目的

第2条 定義

第3条 種子計画

種子生産計画を策定し、公表

第4条 指定種子生産団体の指定

第5条に規定する業務を行うことができると思われる団体を指定種子生産団体として指定

第5条 指定種子生産団体の業務

- ・ 種子の需給見通しの把握と知事への報告
- ・ 種子計画に基づく種子の生産・供給
- ・ 種子の残量処理、事故処理、災害補償」など

第6条 監督等

指定種子生産団体からの報告徴収、改善命令、指定取消し等

第7条 指定種子生産団体への情報の提供等

第8条 指定種子生産ほ場の指定

第9条 審査

指定ほ場及び生産種子の審査

第10条 指定種子生産者への情報の提供等

第11条 原種及び原原種の生産

第12条 優良な品種を選定するための調査



新潟県庁